

令和6年(2024年)第1回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木)午後4時00分から午後4時20分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(11人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	佐々木 淳
	4番	大橋	敏範	5番	倉下 きよみ
	6番	久保	正人	7番	笹塚 成之
	9番	長井	修	10番	佐藤 寛樹
	11番	山崎	常雄		

4 欠席委員(1人) 3番 高橋 洋

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について

第6 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第2号 土地の現況証明願出について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年、第1回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

11番山崎常雄君、1番大田和広君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年、第12回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

次に、高橋委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件

日程第5、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件

を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

事務局

1件の報告がありました。
貸手借手からなる通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。
貸手と借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要ありません。
対象地の図面は5ページ添付しております。
以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

12月に利用調整委員会を開催し調整した案件で所有権移転の嘱託登記が完了したので報告いたします。対象地の図面は7ページです。
以上で報告第2号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第2号を報告済とします。

日程第6、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

本案については、権利の新規設定が4件で224,093㎡、権利の再設定が1件36,134㎡です。
番号1番、2番、3番、5番が、権利の新規設定で、1番は10a当たりの単価金額が10,000円で5年間の契約期間となっております。調書を11ページに図面を16ページに添付しております。

番号2番は、10a当たり単価金額が5,000円で2年7か月の契約期間となっております。隣地に既に権利設定している農地があり、その権利設定と終了時期をそろえての設定となっております。調書を12ページに図面を17ページに添付しております。

番号3は以前から借りていた者が賃貸借していた農地でしたが、保有合理化事業により土地の所有者が北海道農業公社に移り公社との5年間の賃貸借契約を結ぶものとなったもので、年額借賃が売買価格の2%の290,000円となったものです。調書を13ページに図面を18ページに添付しております。

5番は10a当たり単価金額が10,000円で10年間の契約期間となっております。調書を15ページに、図面を20ページに添付しております。

4番は権利の再設定で、従前契約から一部の農地について同じ地番内で位置の見直し及び10a当たり単価金額の見直し、契約期間を4年に見直しとなっております。調書を14ページに、図面を19ページに添付しております。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 番 発言を求めます。

議長 発言してください

○ 番 図面19ページと報告第1号の図面5ページの中で字ニセコ296番地7地内の賃貸借の該当となっていない箇所は所有者が自ら耕作しているのでしょうか。

事務局 詳しい作付け形態を承知しているわけではありませんが、所有者自ら耕作していることとなっております。

○ 番 今回の回答の補足をさせてください。

議長 発言してください。

○ 番 所有者は自ら耕作しております。それとともに計画的に畑を休ませることもしています。

○ 番 了解しました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

議 長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

平成2年2月13日付け後農務第1614号により農地法第5条による使用貸借の許可通知された事案です。農地転用許可後の宅地として住宅兼喫茶店を建築し農地以外で利用していたが、地目変更登記は行わず今日に至っております。土地所有者からこの度「地目変更登記を行いたいが平成2年2月に通知された許可書を紛失した。」として現況証明願いの提出がありました。

航空写真を22ページに現況写真を23ページから24ページに添付しています。

本件については、ニセコ町農業委員会現況証明等事務取扱要綱第8条第1項第3号の現況調査は行わないとする農地に該当する事から現況調査は行いません。第3号は「農地法第4条又は第5条の規定による農地の転用事業の実行が、現に認められる農地」とされており、この規定に該当しております。

本総会の議決をもって非農地とする現況証明を発行することとします。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○ 番

発言を求めます。

議 長

発言してください

○ 番 現況調査を必要としないことについてをもう少し詳しい説明をお願いします。

事務局 本件では、平成2年に農地法第5条の申請による住宅兼喫茶店を建築する計画による転用許可申請が出され、許可となりその建築する計画も履行され許可内容も完遂されました。ただ、土地所有者の財産管理となる土地の地目変更登記は何等かの理由によって行われず現在に至っております。この度土地所有者が財産管理として地目変更登記を行うとした際に、平成2年当時許可されたことを証する許可証がなかったことからニセコ町農業委員会へ再発行又はそれに類する証明を取得する目的で訪れ、現況証明願いを提出しました。転用許可によって転用が完了している場合、その後の地目変更登記を遅ればせながら行いたいとして提出された現況証明願出については、許可に基づく転用が完了していることから、農業委員委員による現況調査を省略し総会での決議によって現況証明を発布できるとすることを事務取扱要綱で定めています。このことにより本総会で本件の議決が得られた場合、現況証明を発行することとなります。

○ 番 了解しました。

議長 ほかに質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

これをもって、令和6年1月25日、第1回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 1 月 25 日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 11 番 山 崎 常 雄

署名委員 議席 1 番 大 田 和 広